

口座開設時におけるマイナンバー提示のお願い

令和6年4月1日（月）より、口座開設時にお客様の同意を得て、マイナンバーの提示が必要となりました。当金庫がお客様に代わって預金利息等の税金を支払う（支払調書作成）ために、マイナンバーを利用させていただきます。既に、当金庫にマイナンバーの提出をされているお客様については、提示していただく必要はございません。

また、令和7年3月初旬には、公金受取口座登録や他金融機関口座との紐づけ、相続時・災害時の口座照会などのためにマイナンバーの提示をお願いすることがございます。

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご協力願います。

令和6年度
末域開始!

デジタル庁
Digital Agency

相続時や災害時の手続きが楽になる 口座管理法制度

って知っていますか?

口座管理法制度とは

本人同意を前提とし、複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座を、マイナンバーを用いて管理する制度です。

1 複数の金融機関を利用していても大丈夫です!一度に、全ての金融機関へ預貯金口座を管理する申請を出すことができます。

2 マイナンバーを用いて預貯金口座を管理することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

マイナンバー 123456789012	マイナンバー 123456789012
被相続人(親)の口座情報 相続人が、被相続人の口座がどの金融機関にあるのか把握可能になる (親)ご自身の相続に備えたい方	現金の引き出し 遺族先の任意の金融機関がご自身の口座を照会し、預金の金融機関であっても現金を引き出すことが可能になる 被災された方

デジタル庁
Digital Agency

緊急時等の給付金の受取がスムーズになる 公金受取口座

は登録されましたか?

公金受取口座登録制度でできること

公金受取口座を登録しておく、緊急時の給付金や児童手当、今後の給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります!

マイナポータルから登録することができます。
詳しい登録方法はこちらをご覧ください

令和6年度
末域開始!

金融機関からも登録できるようになります!